

武蔵野市介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例

武蔵野市介護給付費等準備基金条例（平成12年3月武蔵野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(管理) 第3条 (略)	(管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</u>	項の追加

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

基金の一括運用を行うため、所要の改正をするものである。